

# 第 18 回岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会

日時 令和 5 年 1 月 13 日 (金)  
午前 9 時 30 分から 11 時 00 分まで  
場所 エスポワールいわて 3 階特別ホール

## 次 第

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 議事

「(仮称) 矢巾町藤沢地区ショッピングセンター」新設届出に係る県意見 (案) について

### 4 その他

### 5 閉会

#### 【配布資料一覧】

- 岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会委員名簿
- 第 18 回岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会座席図
- 岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会運営規程
- 冊子 ・ 特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例解説  
・ 特定大規模集客施設立地誘導指針
- 資料 1 「(仮称) 矢巾町藤沢地区ショッピングセンター」新設届出の概要
- 資料 2 都市計画図
- 資料 3 土地利用計画図
- 資料 4 現況写真
- 資料 5 施設配置図
- 資料 6 届出後の手続状況
- 資料 7 立地誘導条例チェック表 (案)
- 資料 8 盛岡広域都市計画区域マスタープラン (抜粋)
- 資料 9 矢巾町都市計画マスタープラン (抜粋)
- 資料 10 盛岡広域都市計画藤沢第 2 地区地区計画決定書
- 資料 11 特定大規模集客施設新設届出書 (抜粋)

## 岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会委員名簿（第8期）

（五十音順）

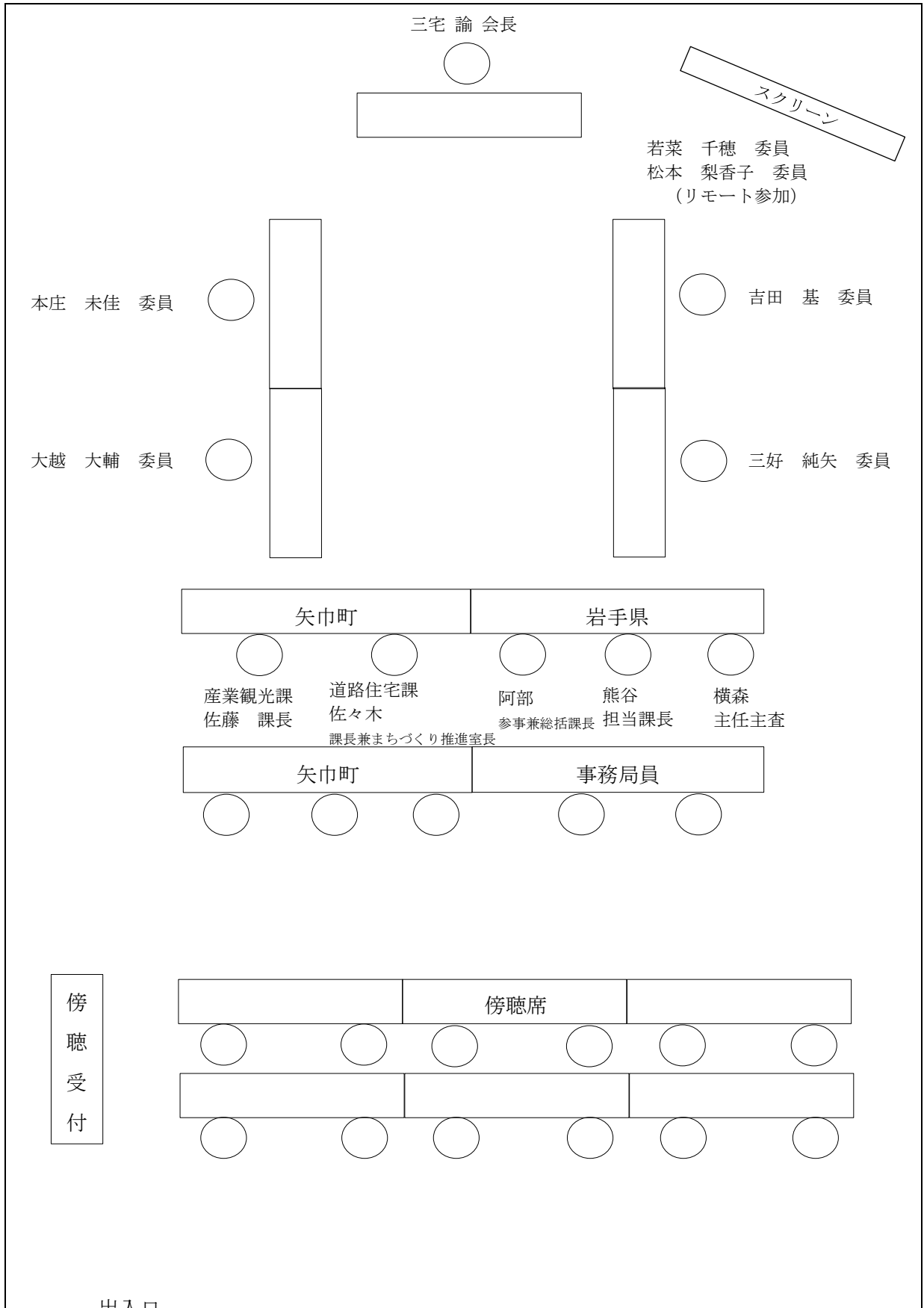
氏 名	現 職 等	発 令 日	備 考
おおごえ だいすけ 大越 大輔	盛岡中央法律事務所 弁護士	令和4年1月21日	新任
ほんじょう みか 本庄 未佳	岩手大学人文社会科学部 准教授	同上	新任
まつやま り 松山 梨 かこ 香子	一般財団法人 岩手建築住宅センター 一級建築士	同上	再任
みやけ さとし 三宅 諭	岩手大学農学部 教授	同上	再任
みよし じゅんや 三好 純矢	岩手県立大学総合政策学部 講師	同上	新任
よしだ もとい 吉田 基	株式会社邑計画事務所 代表取締役	同上	再任
わかな ちほ 若菜 千穂	特定非営利活動法人 いわて地域づくり支援センター 常務理事	令和4年2月1日	新任

任期：発令日より令和6年1月20日まで（2年間）

※敬称略

# 第18回岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会 座席図

(場所：エスポワールいわて 3階 特別ホール)



## 岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会運営規程

(趣旨)

第1 この規程は、特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）第21条の規定により、岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2 審議会の会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、議長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 審議会の会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

(傍聴)

第3 傍聴に関する手続は、議長が審議会に諮って定める。

2 議長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

(説明等の聴取)

第4 議長は、必要があると認めるときは、次に掲げる者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- (1) 条例第7条第5項の新設届出者等
- (2) 条例第8条第4項の関係市町村の長
- (3) 条例第9条第2項に規定する関係市町村の住民等
- (4) 前各号に掲げる者のほか、議長が適当と認める者

(議事録)

第5 審議会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

3 議事録には、議長が指名する審議会の委員が署名するものとする。

(採決)

第6 議長は、議事について採決しようとするときは、議案及び採決する旨を会議に宣告するものとする。

2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、そのつど審議会に諮って決定するものとする。

3 議長は、前項の規定にかかわらず、議案について出席委員に異議がないと認めるときは、採決の手順を省略して、可決した旨を宣告することができる。

(補則)

第7 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成20年1月25日から施行する。